

指導資料

 鹿児島県総合教育センター
令和3年10月発行

音楽 第55号

対象
校種

小学校 中学校
義務教育学校
高等学校 特別支援学校



生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに，幅広く関わるために
— 音楽的な見方・考え方を働かせる学習活動 —

音楽科では，表現及び鑑賞の活動を通して，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに，幅広く関わる資質・能力の育成を目指す。その育成の鍵となるのが「音楽的な見方・考え方」を働かせることであるが，具体的にどのように働かせればよいか，その一考察と学習活動例を示す。

1 はじめに

学習指導要領では，音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽※1と豊かに※2関わる資質・能力」と示している。これまで私たち教師は，日々の音楽科の授業の中で「美しい歌声で歌わせたい。」、「美しい音色で楽器を演奏させたい。」といった技能面の向上や，「楽曲のもつ曲想を生かすために，音楽を形づくっている要素をどのように工夫すればよいか考えさせたい。」といった思考力，判断力，表現力等の育成を重視してきたが，その先にある，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化につながる視点に乏しかったのではないだろうか。今回の学習指導要領改訂でこの視点が教科目標に加わり，その育成のために音楽的な見方・考え方を働かせることも教科目標に示された。

そこで，「音楽的な見方・考え方を働かせて，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに，幅広く関わる資質・能力を育成する」とは，どのようなイメージなのか，学習活動例も交えて考えてみることにする。

2 音楽的な見方・考え方とは

「見方・考え方」とは，全校種の学習指導要領解説総則編において「教科等ならではの物事を捉える視点や考え方」，「各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすもの」，「教科等の学習と社会をつなぐもの」と示されている。

音楽科ならではの学習活動を挙げるとすれば，自分の思いや意図を伝えるために，歌ったり楽器を演奏したり創作したりする（表現）ことであり，音楽を形づくっている要素の働きによって生み出される音楽のよさや美しさを味わって聴く（鑑賞）ことであると考えられる。それを踏まえ，音楽的な見方・考え方は，

音楽に対する感性※3を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情，生活や文化などと関連付けることであると考えられる

と示されている。注目すべきは，音や音楽を，小学校では「生活や文化など」と，中学校では「生活や社会，伝統や文化など」と，高等学校では「音楽の文化的・歴史的背景など」と関連付けることであると示されている点である。

※1 中・高等学校では「音楽文化」も加えて表記

※2 高等学校では「豊かに」に代わり「幅広く」と表記

※3 高等学校では「音楽に対する感性」に代わり「感性」と表記

(2) 小学校 [中・高学年]

小学校中・高学年では、主に日常生活の中で耳にする音や音楽に焦点を当て、その音や音楽の働きや役割を考えさせたい。また、人々の間で長く歌われ、親しまれている民謡などの音楽にも焦点を当て、それらの音楽が、人々の生活にどのように関わっているかを考えさせたい。

例としては、昼や夕方などに地域に流れる音楽や、視覚障害者のために考案された身近な音や音楽などを取り上げ、曲想や音楽を形づくっている要素の働きに触れながら、それらの音や音楽のもつ役割について考える。そして、全ての人暮らしやすい社会の在り方について話し合うといった学習活動が考えられる。また、地域に伝わる民謡や記念歌などを取り上げ、それらが生み出された背景を想像したり、実際に音楽表現をすることで、様々な境遇にある人と人とのつながりを実感したりする学習活動も考えられる (図3)。

このような学習活動を通して、児童は曲想から様々な音楽を形づくっている要素の働きを捉えることができ、身の回りの音が自分や社会にとってどのような役割があるかを学ぶこともできると考える。また、社会科等の他教科等との関連を図ることもできると考える。



図3 小学校 [中・高学年] の学習活動例

(3) 中学校

中学校では、主に生活や社会などにおける様々な音や音楽に焦点を当て、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えさせるようにしたい。また、様々なジャンルの音楽にも焦点を当て、伝統や文化との関わりについても考えさせたい。

例としては、演奏家を招くような芸術鑑賞会を設定し、一流の生演奏を聴いたり、音楽を通して社会に貢献している演奏家の考えや人柄などに触れたりする学習活動が考えられる。また、生徒がこれからの人生で様々な音楽に出合えるように、クラシック音楽や伝統音楽、日本・海外のポピュラー音楽、ジャズなど、時代や世代を超えた様々なジャンルの音楽に触れる学習活動も考えられる。さらに、音楽文化を守るための著作権について理解を深める学習活動も考えられる (図4)。

このような学習活動を通して、生徒は様々な演奏形態から生み出される音楽のよさや美しさを感じ取り、それらの音楽がどのような意味や価値をもつのかについて学ぶことができると考える。また、脈々と受け継がれている音楽文化を守ろうとする態度を養うこともできると考える。



図4 中学校の学習活動例

(4) 高等学校

高等学校では、主に音や音楽を媒体としたコミュニケーションを通して人間が歴史とともに作り上げてきた音楽文化に焦点を当て、音や音楽と文化的・歴史的背景などとの関わりについて考えさせるようにしたい。

例としては、世界各地の音や音楽が、民族にとって文化的な生活を営む上で必要なものであったことや、民族の信仰心とともに音楽が受け継がれ、あるいは民族文化の発展とともに音楽が形を変えていったことなど、音や音楽と文化的背景が関わっていたことを理解する学習活動が考えられる。また、音楽が生まれるときには、歴史や当時の社会状況などの背景があり、音楽にも大きな影響を与えていることから、曲想から歴史的背景を想像するような学習活動も考えられる(図5)。

このような学習活動を通して、生徒は音楽文化に対する理解を深めるとともに、音楽を教科として学習する最後の機会となる多くの生徒が、その後の人生において、音楽文化を継承、発展、創造しようとする態度を養うことができると思う。



図5 高等学校の学習活動例

5 おわりに

音楽的な見方・考え方を働かせる学習活動例を、児童生徒の発達段階・校種別に考察してみた。学年の発達の段階が上がるに従い、対象となる音や音楽が広がっていくことが分かる。それに伴い、音や音楽と関連付ける視点も、自分の身の回りから日常生活、社会、そして文化・歴史へと広がっていく構図が見える。

ここで取り上げた学習活動例は主に、児童生徒が生活や社会の中の音や音楽に触れたことが最初のきっかけとなっている。一方、音楽の授業で学んだ音や音楽が、実際に生活や社会の中にどのように生かされているか考えさせるような学習活動も大切にすることで、音楽的な見方・考え方を更に働かせたい。

音楽的な見方・考え方は、1単位時間の授業で取り組んだからと言って簡単に働かせられるようになるものではない。学年の発達の段階に即した音楽的な見方・考え方を働かせるような学習活動を日々の授業で設定することで、それは可能になると考える。

私たち教師は、児童生徒に生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに、幅広く関わる資質・能力を育成するために、時宜を得た音楽的な見方・考え方を働かせるような学習活動を展開していきたい。

—引用・参考文献—

- 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』平成29年, 東洋館出版社
- 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』平成29年, 教育芸術社
- 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 芸術編』平成30年, 教育図書
- 文部科学省教育課程課『初等教育資料2019年9月号』令和元年, 東洋館出版社
- 公益財団法人音楽鑑賞振興財団『音楽鑑賞教育Vol. 36』平成31年, (公財)音楽鑑賞振興財団

(教職研修課 中山 拓郎)